

第13回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 表現行為時だけを対象にするのではなく、インターネット上でどの程度拡散されているかについても煽動性を判断する際の要素として勘案すべき。

 - ・ 同一と推測される団体等により繰り返される不当な差別的言動について、事案の蓄積を踏まえて対応を検討していくべき。

 - ・ 拡散防止措置の運用にあたっては、条例の趣旨を踏まえて、実効性のある方法や手続きを検討すること。

- 事務連絡ほか